

居宅介護支援重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日

1. 提供するサービスについての相談窓口

- ★ 窓 口 伊南訪問看護ステーション
- ★ 電 話 0265-81-6620 (午前8時30分～午後5時15分)
- ★ 管 理 者 酒井 みのる
- ★ 介護支援専門員 酒井 みのる 伊藤 かおり

2. 伊南訪問看護ステーション指定居宅介護支援事業所の概要

① 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	伊南訪問看護ステーション
事業種類	指定居宅介護支援事業
所在地	長野県駒ケ根市赤穂3213番地1
介護保険事業所番号	2061090011
事業の実施地域	駒ケ根市・飯島町・中川村・宮田村

*上記市町村以外の方でもご相談に応じます。

② 同事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		事業所の統括等
介護支援専門員	2名		居宅サービス計画作成等

③ 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (但し国民の祝日と12/29～1/3を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

上記以外の日、時間であっても緊急時のお取次ぎは出来ます。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 市町村からご利用者へ要介護認定結果通知書が送付されます。
- ② ご利用者は、居宅サービス計画作成依頼届書を市町村へ提出します。
- ③ ご利用者は、居宅介護支援事業所 (居宅サービス計画書作成事業所) と契約をします。

- ④ 介護支援専門員がご自宅へ訪問し、ご利用者、ご家族に面接し、お困りの事や希望される生活等をお聞きしながらサービス事業所を選定し、居宅サービス計画の原案を作成します。
- 尚、サービス事業所の選定におきましては複数の事業所の紹介を致します。当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた場合には理由を求めることが可能です。
- ⑤ サービス担当者会を開催し、ご利用者ご家族、介護支援専門員、サービス事業所等を紹介しご利用者の意向に沿う計画を作成します。
- ⑥ 作成された居宅サービス計画書は、ご利用者の同意を得て、ご利用者、サービス事業所等へ交付します。
- ⑦ ご利用者はサービス事業所と契約をし、サービスの利用を開始します。
- ⑧ 居宅サービス計画は、ご利用者、介護支援専門員、サービス事業所等で見直し、修正を
してゆきます。

4. 利用料

① 介護保険の利用料

項目	料金	概要
要介護1・2	1,086 単位	
要介護3・4・5	1,411 単位	
初回加算	300 単位	新規利用時・再開時
ターミナル加算	400 単位	ターミナル加算の算定要件に該当した場合
入院時連携加算	200～250 単位	入院に際し情報提供を行います
通院時連携加算	50 単位	病院、歯科医院に同席し情報提供した場合
退院・退所加算	450～900 単位	退院・退所に際し情報共有を行います

★以上の自己負担はありません(1単位:10円)

② その他

● 交通費

前記2の①のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問する為の交通費をいただきます。

(自動車利用の場合1km当り37円で積算した額)

● 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

*保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき規定の
料金をいただきサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日
該当する市町村の窓口に出しますと払戻しを受けられます。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

① 基本方針

- * ご利用者、ご家族の意向をふまえ、希望に添いながら「その人らしさ」を生かせるように計画を立てます。
- * 介護サービス事業所と常に連携をもち、サービスがスムーズに提供できるよう心掛けます。
- * ご自宅で、安心した生活が送れるよう支援いたします。

② 特徴

- * ご利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう配慮し、ご利用者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業所から総合的、効率的に提供されるよう支援いたします。
- * ご利用者の意志および人格を尊重し、ご利用者の立場に立って公正中立にサービスを提供いたします。
- * サービス提供契約時に細部について説明いたします。
- * 事業の実施に当たっては、他のサービス事業所および関係機関との連携に努めます。
- * サービス開始後も必要に応じて訪問し、適切なサービスが受けられるよう調整します。

③ 秘密の保持

- * サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する情報を、正当な理由なく、第三者にもりませぬ。また、サービス担当者会議等でご利用者及びご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者及びご家族の文書による同意を得るものとします。

6. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

7. ハラスメント対策

- ① 当事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が当事業所の職員に対して行う暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を行った場合は直ちに契約を解約することができます。

8. 業務継続の整備

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が居宅介護支援のサービスを継続的に受けられる体制を構築する観点から「業務継続計画」を策定し、介護支援専門員他の従業者に対し必要な研修および訓練（シミュレーション）を実施します。

9. テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

少なくとも1ヵ月に1回（介護予防支援は3ヵ月に1回）のモニタリング訪問でテレビ電話装置等を用いた場合、下記の説明の同意を得たうえで2ヵ月に1回（介護予防支援は6ヵ月に1回の）の訪問となります。テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法、および、メリット、デメリットは下記の通りです。

同意欄	確認内容
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医およびサービス事業所等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2ヵ月に1回は利用者の居宅を訪問し面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるためケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については画面越しでの確認が難しいことからサービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

10. ケアマネジメント公正中立の確保

* ケアマネジメントの公正中立の確保をはかる観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの利用割合を別紙に記します。

11. 居宅介護支援の業務範囲外の内容

- ① 救急車への同乗
- ② 入院時の手続きや生活用品調達等の支援
- ③ 家事の代行業務
- ④ 直接の身体介護
- ⑤ 金銭管理
- ⑥ 公用車への同乗

1 2. 事故発生時の対応

- * 事故が発生した場合は、市町村及びご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- * 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行います。

1 3. サービス内容に関する苦情

- 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスのご相談、苦情を承ります。

相談・要望・苦情の窓口	電話	0265-81-6620
●苦情受付担当者		酒井みのる
●苦情解決責任者		関口ひかる

- 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

駒ヶ根市	担当	福祉課	電話	0265-83-2111
------	----	-----	----	--------------

飯島町	担当	健康福祉課	電話	0265-86-3111
-----	----	-------	----	--------------

中川村	担当	保健福祉課	電話	0265-88-3001
-----	----	-------	----	--------------

宮田村	担当	福祉課	電話	0265-85-4128
-----	----	-----	----	--------------

長野県国民健康保険団体連合

担当	介護保険課	苦情処理係	電話	026-238-1580 (直通)
----	-------	-------	----	-------------------

法人苦情解決第三者委員

駒ヶ根市	山浦	泰子	様	電話	0265-82-3891
飯島町	片桐	市守	様	電話	0265-86-2840
中川村	福島	章	様	電話	0265-88-2837
宮田村	三沢	文明	様	電話	0265-85-2666

1 4. 主治医、および医療機関との連携

当事業所は、利用者の主治医または医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。その為入院された場合には入院先の病棟看護師に、担当ケアマネジャーがついている旨をお伝え頂きますようお願い致します。

15. ターミナルケアマネジメント加算

- ① ご利用者の終末期において担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること
- ② 担当ケアマネジャーが状態の変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ③ 把握した心身の状況等の情報を記録するとともに主治の医師等や、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ④ 必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること
- ⑤ 24時間連絡が取れる体制を確保すること

※本重要事項説明書において同意を得るものとします。

16. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 伊南福祉会
代表者役職・氏名	理事長 杉本幸治
所在地	駒ヶ根市赤穂3249番地4
電話番号	0265-81-4070
法人事業所	特別養護老人ホーム観成園 老人保健施設フラワーハイツ 救護施設順天寮 伊南訪問看護ステーション

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者（契約者）に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 長野県駒ケ根市赤穂3213番地1

名称 伊南訪問看護ステーション

説明者 所属 伊南訪問看護ステーション

氏名 印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印
